

玄海3号機MOX燃料使用差止訴訟に係る準備書面1の概要について

1. 準備書面1の構成

○ 第1章 原子力発電所における安全規制

- ・ 原子炉等規制法*及び電気事業法に基づく、原子力発電所の設置、設備変更及び運用・管理に係る一連の安全規制手続について説明。
- ・ 玄海3号機増設及び増設後の規制手続の実績について説明。

○ 第2章 MOX燃料採用における安全規制

- ・ MOX燃料採用に係る一連の安全規制手続について説明。
- ・ 玄海3号機のMOX燃料採用に係る規制手続の実績について説明すると共に、原告訴状に対し反論。

○ 第3章 まとめ

- ・ 包括的な結論を記載。

* : 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」

2. 準備書面1における当社主張の骨子

MOX燃料及び使用済燃料ピットの設計は、重大な事故を防止できるよう、安全審査指針類に基づき以下のとおり実施しており、その妥当性について国の審査を受けている。

○ MOX燃料の設計

- ・ MOX燃料は、サーマルフィードバック及びペレットの溶融が発生しないよう、十分な安全余裕を含んで設計している。
- ・ 評価に用いた燃料棒設計コード(FINE)は、MOX燃料に適用することについて、原子力安全委員会により認められており、諸外国でのMOX燃料の使用データ等も反映し、MOX燃料の特性を適切に考慮している。
- ・ 燃料棒内圧評価は、原子炉設置変更許可申請及び輸入燃料体検査申請の各段階で適切に行っている。(評価結果を意図的に調整しているといった事実はない。)
- ・ なお、事故評価の結果、炉心は著しい損傷に至ることはなく十分な冷却が可能であり、周辺公衆に対する著しい被ばくのリスクを与えることはない。

○ 使用済燃料ピットの設計

- ・ MOX燃料を貯蔵する使用済燃料ピットでは、燃料は臨界とならない。また、ピット水の漏えい検知装置も設けており、MOX燃料を含む燃料が安全に貯蔵できる。

以上